

決算を報告します



市民の皆さんが納めた税金や国・県からの補助金は、市民生活のためにさまざまな形で使われています。決算は、それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにどのように生かされたかをまとめたものです。

【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

■一般会計

令和元年度の一般会計決算額は、歳入が 173 億 9442 万円、歳出が 167 億 2183 万円で、当年度における「歳入歳出差引額」は 6 億 7259 円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は 5 億 1612 万円となりました。

【歳入】 前年度に比べ、2 億 9089 万円 (1.7%) の増となりました。歳入増の主な要因は、台風や大雨災害への対応に伴って地方交付税が増えたほか、幼児教育保育の無償化に伴う地方特例交付金の増、環境性能割交付金や森林環境譲与税の創設、固定資産税の増加等により市税が増えたことによるものです。

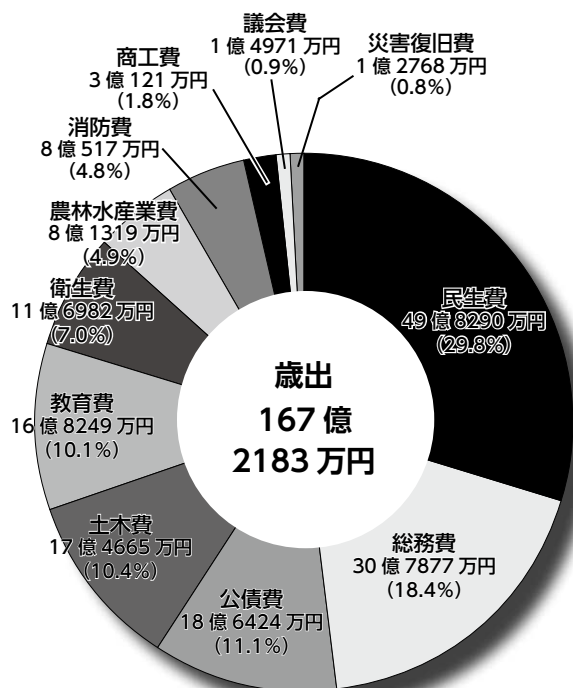
【歳出】 前年度に比べ、1 億 1907 万円 (0.7%) の増となりました。一層の経費削減など財政の健全化に努めながら、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。令和元年度は、農林水産業費が増えたほか、台風や大雨被害に対する災害復旧費が増額となりました。人件費や公債費、扶助費といった義務的経費は決算額全体の 45% を占め、依然として高い割合となっており、道路整備などにあてる投資的経費は年々減少しています。

■特別会計・企業会計

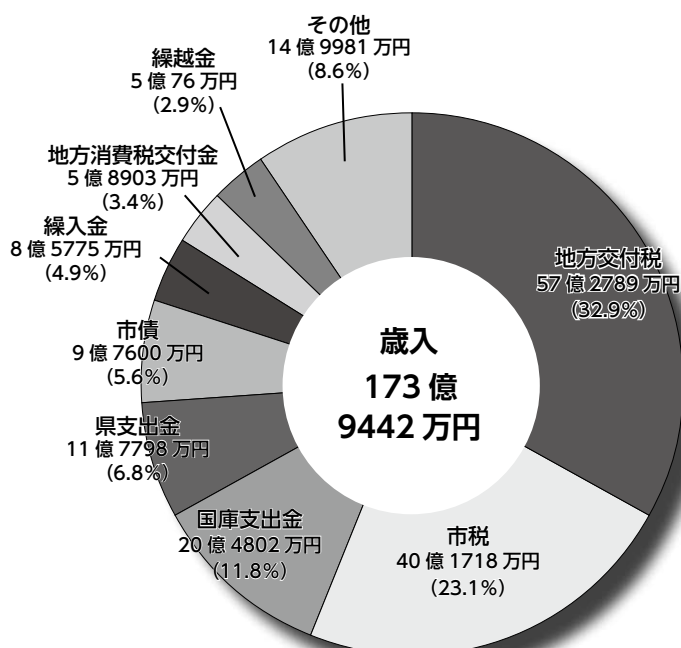
一般会計のほかに、特定の事業を行うための 7 つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」があります。

「特別会計」と「水道事業会計」の収益的収支を併せた決算額は、歳入総額 114 億 2191 万円、歳出総額 108 億 5863 万円で、差引 5 億 6328 万円となりました。

一般会計歳出



一般会計歳入



※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

特別会計

会計項目	歳入 主な項目	歳出 主な項目	歳入歳出差引額
国民健康保険	48 億 6019 万円	48 億 5297 万円	722 万円
	国民健康保険税、県支出金、繰入金など	保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費など	
介護保険 (保険事業勘定)	38 億 5520 万円	37 億 581 万円	1 億 4939 万円
	保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金など	保険給付費、地域支援事業費、総務費など	
介護保険 (サービス事業勘定)	891 万円	598 万円	293 万円
	介護予防サービス費収入、繰入金など	新予防給付事業費など	
後期高齢者医療	3 億 5532 万円	3 億 5416 万円	116 万円
	保険料、繰入金など	広域連合納付金など	
農業集落排水事業	2 億 8790 万円	2 億 5733 万円	3057 万円
	負担金、国庫支出金、繰入金、使用料など	総務費、公債費、事業費	
特定環境保全 公共下水道事業	6 億 6791 万円	4 億 2455 万円	2 億 4336 万円
	県支出金、市債、国庫支出金、使用料、繰入金など	事業費、公債費、総務費など	
流域関連公共 下水道事業	3 億 5615 万円	3 億 371 万円	5244 万円
	使用料、負担金、国庫支出金、市債、繰入金など	公債費、維持費、下水道費、総務費	
戸別浄化槽整備事業	1 億 1900 万円	1 億 83 万円	1817 万円
	市債、国庫支出金、使用料、負担金、繰入金など	事業費、総務費、公債費	

※数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、右ページの合計額とは一致しません。

企業会計

項目		歳入	歳出	歳入歳出差引額
水道事業	収益的収支	9 億 1133 万円	8 億 5329 万円	5804 万円
	資本的収支	1 億 9581 万円	4 億 6044 万円	△ 2 億 6463 万円

※企業会計である水道事業は、給水などの営業面からみた収支を「収益的収支」、設備など所有財産の面からみた収支を「資本的収支」としています。

特別会計・企業会計 合計	114 億 2191 万円	108 億 5863 万円	5 億 6328 万円
-----------------	---------------	---------------	-------------

市の施設等 年末年始の休業・休館のお知らせ

市役所	12/29 (火) ～ 1/3 (日) 休業 ※死亡届に伴う火葬許可証の発行は、 麻生庁舎総合窓口室(☎ 0299-72-0811) で行います。 ▶対応時間 8:30～17:15 日直からの連絡により、担当職員(総合窓口課・室)が対応しますが、事前に連絡をいただければスムーズな手続きが可能です。 ※12/29(火)は庁舎電気設備点検のため、午後のみ対応となります。	あそう温泉「白帆の湯」	年末年始は休まず営業
公民館	12/28 (月) ～ 1/4 (月) 休館	天王崎観光交流センター コテラス	年末年始は休まず営業 1/1 (金) 午前10時～午後4時営業 1/2 (土)・1/3 (日) 午前10時～午後5時営業
図書館	12/28 (月) ～ 1/4 (月) 休館	北浦荘	年末年始は休まず営業
文化会館	12/28 (月) ～ 1/4 (月) 休館	霞ヶ浦ふれあいランド	当面の間休館
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/28 (月) ～ 1/4 (月) 休館	観光物産館 こいこい	1/1 (金) 休館 12/31 (木) 午前9時～午後3時営業 1/2 (土)・1/3 (日) 午前9時～午後3時営業
麻生衛生センター	12/31 (木) ～ 1/4 (月) 休業		
玉造有機肥料供給センター	12/31 (木) ～ 1/4 (月) 休業		
資源ごみ(紙類)ストックヤード	1/2 (土)・1/3 (日) 閉鎖 (通常は土日のみ開設)		



年末年始のごみ収集・環境美化センターの業務予定

【問い合わせ】環境課(北浦庁舎) ☎0291-35-2111
環境美化センター ☎0299-72-1853

年末年始のごみ収集および環境美化センターの業務予定は、次のとおりです。



12/28 (月)	麻生地区(ごみ収集最終日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
12/29 (火)	玉造地区(ごみ収集最終日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
12/30 (水)	北浦地区(ごみ収集最終日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
12/31 (木) ～ 1/3 (日)	環境美化センター休業期間
1/4 (月)	麻生地区(ごみ収集開始日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
1/5 (火)	玉造地区(ごみ収集開始日) ●燃えるごみ ●資源ごみ
1/6 (水)	北浦地区(ごみ収集開始日) ●燃えるごみ ●燃えないごみ ●有害ごみ

12月14日(月)から12月30日(水)にかけて、環境美化センターは相当の混雑が予想されます。年末の大掃除等によるごみは、できる限りお早めに搬入されますようご協力をお願いします。また、搬入時には、感染症防止対策のため、マスクの着用をお願いします。

【環境美化センター搬入受付時間】午前8時30分～午前11時30分／午後1時～午後4時30分

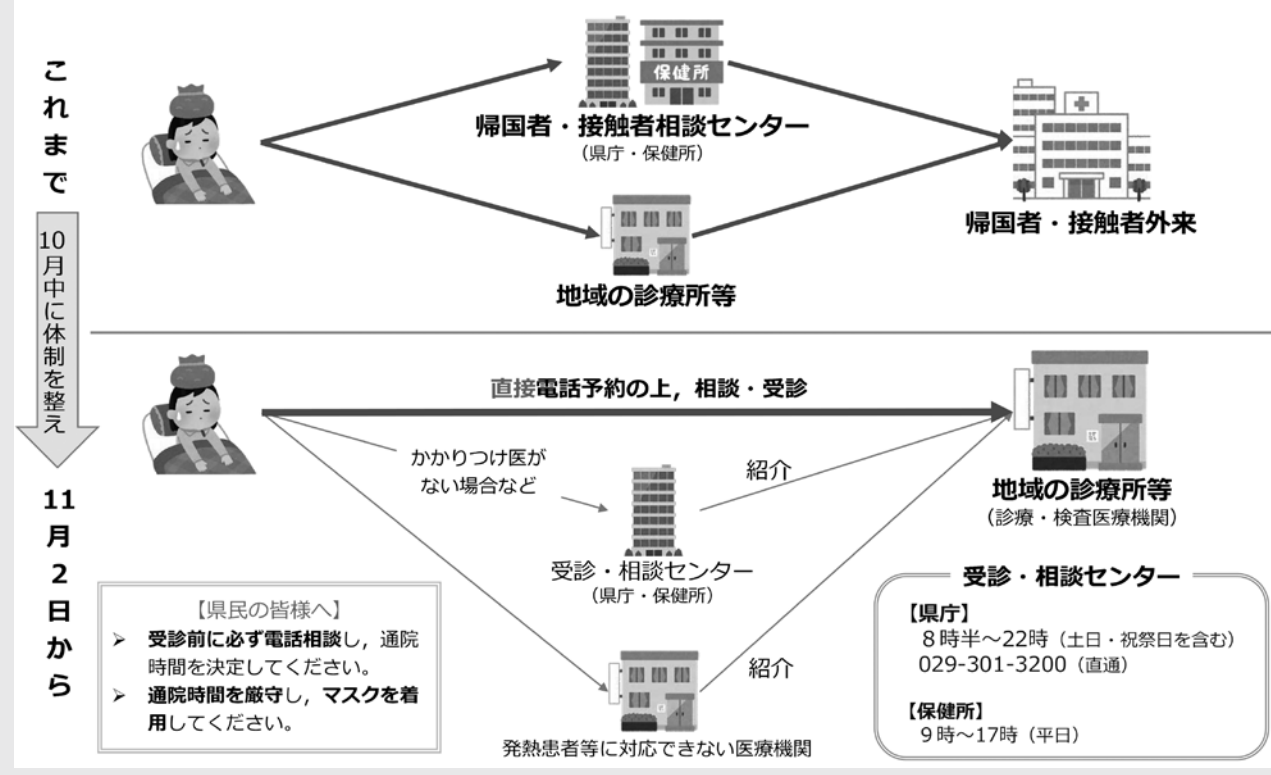
新型コロナウイルス感染症に関する相談先が変わります

【問い合わせ】健康増進課（保健センター内） ☎0291-34-6200

- 茨城県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱患者に対応可能な診療・検査医療機関を指定しました。
- 発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に必ず電話などで連絡をした上で、マスクを着用いただくとともに指定された時間を厳守し、医療機関の指示に従って受診いただきますようお願いいたします。
- かかりつけ医がない場合などについては、近隣の診療・検査医療機関をご案内しますので、県の受診・相談センター（☎029-301-3200）または潮来保健所（☎0299-66-2114）にご相談ください。
- ※詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/corona-soudan.html>

インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直し

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診療・検査体制を構築



情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況を公表します

【問い合わせ】総務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

行方市情報公開条例および行方市個人情報の保護に関する条例の規定により、制度の運用状況を公表します。

1. 情報公開開示請求の状況（令和元年度）

開示請求件数	請求に係る決定内容		
	開示	部分開示	不開示
28	15	11	2

決定に対する不服申立ての状況

不服申立て 件数	申立てに係る決定内容		
	認容または一部認容	棄却	却下
1	0	0	1

2. 個人情報開示請求等の状況（令和元年度）

個人情報取扱事務届出件数 582 件

※個人情報の開示、訂正、削除および利用停止の請求はありませんでした。

新型コロナウイルスの影響により

事業収入が減少した中小事業者等にお知らせ

【問い合わせ】 税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、一定の要件を満たす中小事業者等の保有する事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を、事業収入の減少幅に応じて、全額免除または2分の1とします。

▶対象の資産

令和3年度固定資産税の対象となる事業用家屋および償却資産

※土地や事業用以外の家屋は、この制度の対象ではありません。

▶対象となる中小事業者等

- ・個人については、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
 - ・法人については、資本金の額または出資金が1億円以下の法人および資本または出資を有しない法人のうち、従業員が1,000人以下の法人（大企業の子会社等は対象外）
- ※売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指す、給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

▶収入の減少に応じた軽減率

会計帳簿等で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年同期間と比較して、次の①または②にあてはまること。

- ①事業収入の合計が30%以上50%未満減少している場合 …… 2分の1軽減
②事業収入の合計が50%以上減少している場合 …… 全額免除

▶申告手続

- ・申告書の提出は、令和3年1月4日から2月1日までに、麻生庁舎税務課へお願いします（郵送は当日消印有効）。
 - ・申告書には、税理士や会計士といった認定経営革新等支援機関等からの確認印が必要です。
 - ・申告書と一緒に提出する認定経営革新等支援機関等に提出した次の書類の写し
- ①中小事業者等であること
 - ②事業収入の減少額確認（会計帳簿や青色申告決算書など）
 - ③事業用の家屋および償却資産であること

※申告方法については、中小企業庁ホームページ（固定資産税等の軽減措置）をご確認ください。

農薬空き缶等回収のお知らせ

【問い合わせ】 農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

農薬空き缶およびハウス用鉄パイプの収集を次の日程により実施します。

日程	場所	時間
12月14日（月）	北浦第2グラウンド	午前9時～正午
12月15日（火）	JAなめがたしおさい 玉造営農経済センター	
12月16日（水）	末広商店（麻生1757）	

★処理料は無料です。

下記の注意事項を守り、適正な搬入にご協力をお願いします。

- ①農薬缶は、収集日の10日前までには、必ず缶の上下に大きめの穴を3カ所以上開けるなどして、完全にガスを抜いてください（※ガスが抜けていない場合、お預かりできません）。
- ②農薬缶の使用残農薬の処理に関しましては、適正な処理をお願いします（処理方法につきましては、問い合わせ先までご連絡ください）。
- ③鉄パイプは、ハウス用のみです（ビニール等が付着している場合にはお預かりできません）。
- ④雨天時も実施します。
- ⑤時間厳守をお願いします。

なめがたブランド 6 次産業化支援事業補助金のご案内

【問い合わせ】農林水産課ブランド戦略室 ☎0291-35-3114

本市では、市内の農畜水産業者の6次産業化を推進し、なめがたブランドの向上を図るため、生産・加工・販売の仕組みを構築しようとする意欲ある農畜水産業者を支援するために、なめがたブランド6次産業化支援補助金を交付します。

▶**対象** 行方市内に住所を有し、次に掲げる事項のいずれかに該当する方

- ・農畜水産業者
- ・農畜水産業者の組合または農畜水産業者で構築する団体
- ・農業法人
- ・行方市6次産業化・農商工ビジネスセミナー受講生または修了生

▶**補助対象事業** 新商品の開発および事業化に関する事業、販路開拓に関する事業、販売方式の導入・改善に関する事業など

▶**補助額** 補助対象経費の2分の1（上限20万円）

▶**申請方法** 農林水産課ブランド戦略室（農業振興センター内）へ申請してください。詳細はお問い合わせください。

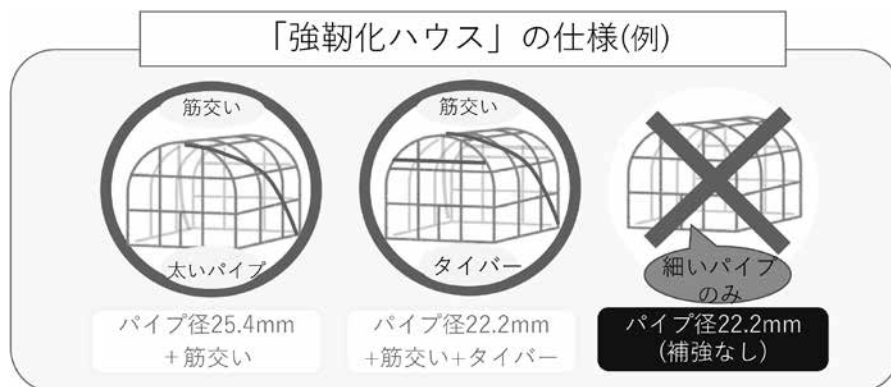
農業用ハウスの強^{きょうじん}靱化を行いましょう

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎）☎0291-35-2111

近年、農業用ハウスの甚大な被害を与える自然災害が多発し、農業経営に大きな影響を及ぼしていることを受け、茨城県では、風速36m/s以上に耐えられる強度のハウス（「強靱化ハウス」）の整備を推進していく方針を打ち出しました。

これに伴い、茨城県では、農業用ハウスの補強対策等についてまとめた「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」を作成し、農業者の皆さんに配布すると共に、今後、農業用ハウスの新設や再建等に当たっては、補助の対象を「強靱化ハウス」に限定して支援していくこととしています。

「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」および具体的な補助事業等については、鹿行農林事務所企画調整課ホームページ等をご参照ください。



農業用ハウスの強靱化を進めると共に、万一の場合に備えて園芸施設共済や収入保険等に加入しましょう！

有害鳥獣の捕獲について

【問い合わせ】行方市鳥獣被害対策協議会（行方市役所農林水産課内）☎0291-35-2111

行方市鳥獣被害対策協議会では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼し、市内全域の山林等に「くくりわな」を仕掛けて、イノシシの捕獲を行っています。わな付近には標識等が設置されています。

イノシシを目撃した場合には、決して目を合わせず、すぐに安全な場所に退避して、イノシシを刺激したりしないよう十分注意してください。

また、わなに掛かっているイノシシを発見した場合は、絶対に近づかないでください。



行方都市計画区域マスタープランに関する公聴会の開催について

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成にあたり、住民の皆さまからご意見をいただくため、下記のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して公述人として意見を述べることができます。申出者が多数の場合は、意見内容を考慮の上、代表者を選定させていただきます。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

公聴会開催時には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しますが、感染状況を踏まえ、公聴会の開催方法や日程を変更する可能性があります。最新の情報は、茨城県都市計画課ホームページをご覧ください。

▶**公聴会開催日時** 令和3年1月19日（火）午後1時30分～

▶**場所** 鉾田合同庁舎3階 大会議室（鉾田市鉾田1367-3）

▶**申出方法** 意見を述べることを希望する方は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください。

※公述申出書の様式は、閲覧場所および茨城県都市計画課ホームページにあります。

【提出先】茨城県知事 大井川和彦（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）あて

（〒310-8555 水戸市笠原町978-6）

▶**公述申出期間** 令和3年1月4日（月）～令和3年1月12日（火）※閉庁日を除く

▶**原案の閲覧場所および問い合わせ先**（※公述申出期間中のみ閲覧できます）

茨城県土木部都市局都市計画課 ☎029-301-4592

行方市都市建設課都市計画グループ ☎0299-55-0111

療育手帳 判定等の巡回相談のお知らせ

【問い合わせ】茨城県福祉相談センター ☎029-221-0800

茨城県福祉相談センターでは、18歳以上の知的障害者を対象に、巡回相談を行います。

療育手帳の判定、再判定および相談を希望される方は、事前のお申し込みが必要になりますので、茨城県福祉相談センターまでご連絡ください。

▶**日時** 令和3年1月13日（水）午前10時～午後2時30分

▶**場所** 玉造庁舎 会議室

▶**対象** 療育手帳をお持ちの18歳以上の方、18歳以上で療育手帳の相談を希望される方

▶**人数** 6人（定員になり次第受付終了）

ひとり親家庭の令和3年度小学校新入学のお子さんへ

入学祝品を贈呈します

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）のお子さんの新入学時に祝品（学用品）を贈呈する事業を行っています。該当児童のいるひとり親家庭で祝品を希望される方は、下記まで申請してください。

▶**申請期限** 令和3年1月8日（金）

▶**申請先** こども福祉課 児童福祉グループ（玉造庁舎）



ひとり親世帯への臨時特別給付金の申請を忘れていませんか

【問い合わせ】こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

ひとり親世帯への臨時特別給付金の申請期限は令和3年1月31日（日）となっています。該当する方は忘れずに申請してください。

給付金支給には「基本給付」と「追加給付」があります。対象者1人につき1回限りの支給となります。申請に際し、給与明細書等添付書類が必要となる場合がありますので、詳細は、こども福祉課にお問い合わせください。

1. 基本給付

【給付金の対象となる方】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
 - ②公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ※1 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
- ※2 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りです。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【給付額】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

2. 追加給付

【給付金の対象となる方】

上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

【給付額】 1世帯5万円

▶給付金の受給手続きについて

給付金の支給要件に該当するかどうか申請内容を確認し、指定口座に振り込みます。

＜上記、基本給付対象の①に該当する方＞

- ・追加給付は申請が必要になり、収入が減少しているかどうかを確認させていただき、児童扶養手当受取口座へ振り込みます。

＜上記、基本給付対象の②、③に該当する方＞

- ・基本給付、追加給付（②に該当する方のみ）ともに申請が必要となります。

【申請受付窓口】

こども福祉課（玉造庁舎1階）、麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

※閉庁日を除く



なめがたエリアテレビが放送した番組の一部を、パソコンやスマートフォン、タブレット等に無料で配信する動画配信サービス「なめテレオンデマンド」。

見逃してしまった番組や、もう一度見たい過去に放送した番組を、いつでも好きな時間に視聴することができます。

※インターネットへの回線接続費および通信料は各自負担となります。

青少年に深夜外出させないで!!

深夜：午後11時～翌日午前4時まで

映画館・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェへの深夜入場は…

親が一緒でもいけません!

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 茨城県

健康増進課からのお知らせ

令和2年度 2月追加健診

『完全予約制』

申込 期間	40～74 歳の 国保の方	12月14日(月)～12月18日(金) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
	39歳以下の方	12月21日(月)～12月25日(金) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
	40～74 歳の 社会保険本人・ 扶養の方	
申込 方法	お電話でお申し込みください。 0291－34－6200 （行方市保健センター）	

- ※ 内容をよくご確認の上、お申し込みください。
 ※ 各日程、定員になり次第メ切とさせていただきます。

《2月追加健診日程・場所》 詳細は左ページをご覧ください。

《申込対象者》

新型コロナウイルス感染予防のため、申込対象者を限定させていただきます。

	39歳以下	40～74歳 国保の方	40～74歳 社会保険本人・扶養の方	75歳以上
2月追加健診	○	○	○	×

2月追加健診は、**39歳以下の方、40～74歳の国保の方、
 40～74歳の社会保険扶養の方、
 社会保険本人の方(がん検診のみ)**が対象となります。

《会場・日程・受診時間》※申込時、受付時間の指定はできません。

会場	行方市保健センター (山田 3282-10)	麻生公民館 (麻生 1221)
期日	令和 3 年 2 月 20 日(土)、21 日(日)	令和 3 年 2 月 25 日(木)、26 日(金)
受診時間	午前 7 時 30 分～午前 11 時	午前 9 時 30 分～午後 2 時 30 分

※行方市保健センター(旧北浦保健センター)

※受診される項目によって受診時間を割り振らせていただきます。

《受診項目》

	項目	行方市 保健センター	麻生 公民館	対 象	個人負担金
①	健康診査 (身体計測、尿検査、血液検査等)	○	○	19～74 歳	1,000 円 (40・45・50・55 歳・ 70 歳以上は無料)
②	胸部レントゲン検査	○	○	19歳以上	無料
③	※胃がん検診※	○	×	40～74 歳	1,000 円
④	大腸がん検診	○	○	40歳以上	500 円
⑤	前立腺がん検診	○	○	50～74歳の 男性	500 円
⑥	肝炎ウイルス検査	○	○	40歳以上の 未検者	1,000 円 (40・45・50・55・ 60 歳は無料)

○胃がん・大腸がん検診は健康保険に関係なく単独で受診できます。

※胃がん検診※

行方市保健センターにて 2 月 20 日(土)、21 日(日)の 2 日間のみ実施します。

《土浦協同病院なめがた地域医療センター出張検査》

検査項目	対象者	個人負担金	実施日	実施会場
視力・聴力セット検査	19～60 歳	2,000 円	2 月 26 日(金)	麻生公民館

～ 国保の保険証をお持ちの方へ 医療機関健診もおススメです ～

- 特定健康診査の医療機関健診 … 県内の医療機関で受診可能
- 人間ドック等 … 契約している医療機関で受診可能

※ 医療機関での健診をご希望の方は、国保年金課へご連絡ください。

※ 人間ドック等の申込期限は、令和 2 年 12 月 28 日(月)までになります。

行方市 国保年金課 TEL 0299-55-0111(玉造庁舎)

交通事故などに遭ったら届け出を！

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

交通事故、他人の飼い犬にかまれた、暴力行為を受けたなど、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国保でお医者さんにかかることができます。

その際は必ず国保に連絡し「第三者行為による傷病届」を提出してください。医療費は、本来、加害者が負担するのが原則なので、国保が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

※加害者から直接治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなりますのでご注意ください。



届け出に必要なもの

- 事故証明書（交通事故の場合） ●マイナンバーなど本人確認書類 ●第三者行為による傷病届
- 保険証 ●印かん など

▶もし、交通事故に遭ってしまったら…

○警察や救急に連絡

小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう。負傷者の救護を優先し、必要に応じて救急車を呼びましょう。

○相手の連絡先を確認

相手の住所・氏名・連絡先や運転免許証、自賠責保険・任意保険を確認しましょう。

○人身事故として処理

けがをしている場合は人身事故として警察に処理してもらいましょう。



年金生活者支援給付金請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。なお、下記の支給要件に該当しない場合は支給されません。

【対象となる方】

○老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ▶ 65 歳以上である
- ▶ 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ▶ 前年の公的年金等収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ▶ 前年の所得額が約 462 万円以下である

【請求手続き】

①年金をすでに受給している方

年金生活者支援給付金の請求書に記入し、市役所またはお近くの年金事務所に提出してください。

②これから年金を受給予定の方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

【日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください】

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料など金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時には、お電話ください。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

市税と保険料 のお知らせ

12月の市税と保険料は…

- 市県民税 第4期 ○国民健康保険税 第6期
 - 介護保険料 第5期 ○後期高齢者医療保険料 第6期
- 納付期限（口座振替日）は12月25日です。

スマートフォンアプリ収納サービスについて

スマートフォンアプリを利用して、各種税金・料金の支払いがいつでも、どこでも手軽にできます。このサービスの対象は、コンビニ納付が可能な税金や料金です。専用アプリをダウンロードした後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、銀行口座や電子マネーを利用して納付します。銀行やコンビニに行く手間が省け、時間や場所を選ばず簡単・便利に納付することができます。

○ご利用可能な市税等

固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料
※すべて普通徴収分に限りです。

○ご利用可能なスマートフォンアプリ

PayPay・LINE Pay・PayB



PayPay

LINE Pay



○注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・軽自動車税（継続検査対象車種）を納付した場合は、当初課税分を期限内に納付した場合に限り、車検用納税証明書を6月中旬に送付します。
- ・バーコードが読み取れない場合や、バーコードの印字のない納付書は利用不可能です。
- ・納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関等で納付してください。
- ・重複納付を防止するため、決済後の納付書は破棄してください。
- ・納付手続きが完了した後は取り消しはできません。必ず注意事項を確認したうえでご利用ください。
- ・納付に係る手数料は無料です。（通信料等は利用者負担です）

外国人を雇用する事業主（給与支払者）の皆様へ

外国人の方が退職し出国される場合は、 納税管理人の届け出と市税等の納付にご協力ください

- ・納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続きを委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。
- ・納税義務者などが出国などの理由により納税等ができなくなる場合は「納税管理人届出書」により、納税管理人の届け出をお願いします。
- ・外国人の方が退職し出国される場合は、出国後の市税等の納付・還付が困難となるため、ご協力いただきますようお願いいたします。

納税管理人制度については税務課へ、届け出提出については、税務課または総合窓口課（室）までお願いします。